

本学教員による研究不正行為について

1. 経緯・概要

下記①～⑦の論文および発表について、他の研究者が作成した図を引用の記載なしに無断で掲載したことが盗用にあたるとの指摘が、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会の相談・通報フォームに顕名の通報として送られた。

2022年12月21日 本学相談・通報フォームへの告発者からの通報を受信した

2022年12月27日 日本学術振興会より、12/21の通報と同様の内容を通報の回付としてメールで受信した

2. 調査

(1) 調査体制

「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」第11条に基づき、研究活動行動規範マネジメント委員会内に外部有識者2名を含む調査委員会を設置し、調査にあたらせた。不正行為の有無の審議及び認定については、同規程第13条に基づき同委員会が行った。

委員長	岩月 直樹	立教大学 法学部 教授	(内部委員)
委員	逸見 敏郎	立教大学 文学部 教授	(内部委員)
委員	上野 達弘	早稲田大学 法学大学院 教授	(外部委員)
委員	山崎 貴啓	松田山崎法律事務所 弁護士	(外部委員)

(2) 調査期間

2023年1月20日(金) ～ 2023年10月24日(火)

(3) 調査対象

ア 調査対象者

山田 優、異文化コミュニケーション学部、教授

イ 調査対象論文

告発のあった下記①～⑦の論文および発表を、調査の対象とした。

- ①それでも学生はポストエディターになれるのか？ニューラル機械翻訳 (Google NMT) を用いたポストエディットの検証、山田優・大西菜奈美、言語処理学会第24回年次大会発表論文集、2018年3月、740頁 (盗用の告発対象：表4全体)
- ②研究者が考える一翻訳者がAI時代に生き残るためのスキル、山田優、通訳・翻訳ジャーナル (2018 SPRING)、40頁 (盗用の告発対象：図1)
- ③The impact of Google Neural Machine Translation on Post-editing by student translators, Masaru Yamada, Journal of Specialised Translation, Issue 31 (2019), p. 96 (盗用の告発対象：Figure1右側)
- ④Language learners and non-professional translators as users, Masaru Yamada, The Routledge Handbook of Translation and Technology (2019), p. 195 (盗用の告発対象：Figure 11.1左上)
- ⑤ポストエディットと持続可能な翻訳の未来、山田優、外国語学部紀要 (関西大学) 第24号、2021年3月、98頁 (盗用の告発対象：図3右上)
- ⑥翻訳をアップデートせよ～AI時代の翻訳力を理論と実践で考える～、山田優・平岡裕資・松尾直、2019年度第1回JTF関西セミナー、2019年7月11日・関西大学 (盗用の告発対象：講演スライド)
- ⑦Post-editing and a Sustainable Future for Translators, Masaru Yamada, Invited Talk on 5th Translation in Transition(TT5), Oct 16, 2020 (盗用の告発対象：講演動画)

(4) 調査方法・手順

- ・ 先行研究（論文）と調査対象論文との比較分析
- ・ 調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査
- ・ 科学研究費助成事業の研究課題の成果物として公表されている調査対象論文および発表に関わる、経費使用状況と証憑類の調査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

告発された7件の論文および発表につき、特定不正行為（盗用）を認定した。

(2) 認定した論文等

- ①それでも学生はポストエディターになれるのか？ニューラル機械翻訳（Google NMT）を用いたポストエディットの検証、山田優・大西菜奈美、言語処理学会第24回年次大会発表論文集、2018年3月
- ②研究者が考える一翻訳者がAI時代に生き残るためのスキル、山田優、通訳・翻訳ジャーナル（2018 SPRING）
- ③The impact of Google Neural Machine Translation on Post-editing by student translators, Masaru Yamada, Journal of Specialised Translation, Issue 31 (2019)
- ④Language learners and non-professional translators as users, Masaru Yamada, The Routledge Handbook of Translation and Technology (2019)
- ⑤ポストエディットと持続可能な翻訳の未来、山田優、外国語学部紀要（関西大学）第24号、2021年3月
- ⑥翻訳をアップデートせよ～AI時代の翻訳力を理論と実践で考える～、山田優・平岡裕資・松尾直、2019年度第1回JTF関西セミナー、2019年7月11日・関西大学
- ⑦Post-editing and a Sustainable Future for Translators, Masaru Yamada, Invited Talk on 5th Translation in Transition(TT5), Oct 16, 2020

(3) 不正行為に係る研究者

- 「不正行為に関与した者」として認定した研究者
山田 優、異文化コミュニケーション学部、教授

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

調査対象となった論文および発表のうち、①⑤および⑥は、以下の科学研究費助成事業の研究課題の成果物として公表されているが、経費使用に関わる証憑類の調査を実施した結果、不正行為があったと認定した論文等に直接関連する支出はなかった。②③④⑦については文科省予算による研究成果としての登録はされておらず、本学の調査においても、文科省予算と研究成果の関連および直接的な支出は認められなかった。

- ①それでも学生はポストエディターになれるのか？ニューラル機械翻訳（Google NMT）を用いたポストエディットの検証、山田優・大西菜奈美、言語処理学会第24回年次大会発表論文集、2018年3月

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-25240051/>

研究種目名	課題番号	研究期間
基盤研究 A	25240051	平成 25 年度～平成 29 年度
研究課題名	翻訳知のアーカイブ化を利用した協調・学習促進型翻訳支援プラットフォームの構築	
研究代表者氏名	東京大学・大学院情報学環・影浦映教授	
調査対象者は	関西大学において、平成 29 年度から研究分担者として分担金の配分を受けて	

いたため、関西大学において経理関係の証憑を保管している平成 29 年度を調査対象とした

- ⑤ポストエディットと持続可能な翻訳の未来、山田優、外国語学部紀要（関西大学）第 24 号、2021 年 3 月

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-20H04486/>

研究種目名	課題番号	研究期間
基盤研究 B	20H04486	令和 2 年度～令和 4 年度
研究課題名 翻訳者の訳出プロセスの可視化と、翻訳・言語研究の共有基盤の構築		
研究代表者氏名 立教大学・異文化コミュニケーション学部・山田 優教授		
調査対象者は令和 3 年度に関西大学から転入したため、令和元年、令和 2 年度分は関西大学において、令和 3 年度以降は本学において保管している経理関係の証憑を調査対象とした		

- ⑥翻訳をアップデートせよ～AI 時代の翻訳力を理論と実践で考える～、山田優・平岡裕資・松尾直、2019 年度第 1 回 JTF 関西セミナー、2019 年 7 月 11 日・関西大学

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-19H05660/>

研究種目名	課題番号	研究期間
基盤研究 S	19H05660	令和元年度～令和 5 年度
研究課題名 翻訳規範とコンピテンスの可操作化を通じた翻訳プロセス・モデルと統合環境の構築		
研究代表者氏名 東京大学・大学院教育学研究科（教育学部）・影浦峯教授		
調査対象者は令和 3 年度に関西大学から転入したため、令和元年、令和 2 年度分は関西大学において、令和 3 年度以降は本学において保管している経理関係の証憑を調査対象とした		
R4. 12. 19 付で分担者解除のため、令和 4 年度交付決定額（直接経費 4, 600, 000 円）のうち、12 月 19 日までに執行済の 1, 726, 582 円を除く 2, 873, 418 円（12 月 19 日以降執行分：659, 900 円、未執行分：2, 213, 518 円）を東京大学へ返還済み		

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

- ア 山田教授は、告発者が 2017 年 2 月 27 日から 3 月 1 日に本学で開催された参加者限定のワークショップ（MNH-TT Workshop: Translation Education and Supporting Platform in East Asia.）の研究報告のために作成し提出した資料に掲載された図の電子データを当該資料から取得し、それが研究成果として公表されていなかったにもかかわらず、告発された 7 つの論文および発表において使用し、公表した。こうした行為は、立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程（以下、本学不正行為対応規程）第 2 条第 4 号が定める「盗用」（他の研究者のアイディア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為）に、該当する。

- イ 他者が作成した図を自らの研究成果に含めて公表する際には、それが共同研究などのために提供されたものであっても、図の作成者および出典情報を確認し、それらの情報とあわせて記載することで「適切な表示」を行わなければならないところ、山田教授はいずれの事案においても、そうした情報を記載しなかった。当該記述の欠如は、山田教授が本図を広く研究者の間で共有されているものと理解していたために、そうした記載をする必要性を認識していなかったことによるもので、故意に記載しなかったことによるものとは認められない。山田教授は類似する図を掲載した先行研究を参考文献として挙げており、それらの図は山田教授が掲載した図とは一部の項目の表記および図の形式において異なっていた。その結果、いずれの事案における図についても山田教授が作図したと理解される状態が創出されていたにもかかわらず、山田教授はそうした状態に問題があると認識していなかった。これらの点において、山田教授は、本学不正行為対応規程第 2 条柱書きが定める、「研究者としてわかま

えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」により上記の盗用を生じさせ、同規程が定める不正行為を犯したものと認められる。

ウ 本件における盗用は、主に図表の体裁等に関わるものであり、実質的な研究内容に関わるものではないことから、関連研究分野における研究の進展に対する影響、および社会的影響の程度については、ともに低と認められる。

4. 研究機関が行った措置

盗用が認められた論文等の対応については、山田教授が元図の作成者との間で協議により進めており、本学としてはその進捗について監督し、適宜、必要な助言と指導を行う。なお、山田教授へ調査結果を通知した令和5年10月25日付で、競争的研究費（学外・学内）の執行を停止した。また、今後、被認定者に対して速やかに厳正な処分等を行う。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件不正行為の主な発生原因は、山田教授が、参加者が限られた研究会合で他の参加者によって提示された図表を、共同の利用に提供されたものと誤って認識したことに起因する。一般的な認識として、盗用があってはならないとの認識は山田教授自身も有しているものの、主観的な仲間意識による甘えが、そうした規範的認識を研究活動の場において具体的な行動として移すことを妨げたものと認められる。山田教授は、令和3年4月の本学着任後は、大学が実施する研究倫理・コンプライアンスに関する研修を受講しており、研究者等の行動規範及び公的研究費の使用に係る行動規範を遵守する旨の誓約書も提出しているため、研究倫理に関する基本的な知識は持ち得ているはずである。それにも関わらず、今回の調査を通じて、研究者の責務や研究倫理の理解が十分浸透していないと思われる点が見受けられ、山田教授自身に自覚の欠如があったと言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

本件盗用は、本学に着任する前に行われた研究活動によるものであるが、山田教授が自ら本学における啓発活動を契機に問題として認知できなかったのは、大変遺憾である。本学として、今回の山田教授による盗用は、他の研究者の研究成果の尊重及び配慮に対する意識および認識の低さに起因するものであると判断した。今後も、全教員を対象とした研究倫理教育を実施するとともに、山田教授個人に対しては、他の研究者の研究成果の尊重及び配慮に対する意識を高めるための学修を強く求め、専門家による個別の研修受講を義務付ける。